

第 2 章
部門別構想

1 土地利用

市域に広がる森林・農地・水辺等の優れた自然・田園環境を保全・活用しつつ、これら自然・田園環境や産業、歴史、文化等の地域資源、都市基盤や交通基盤等の社会資本など、“大崎の宝”や大崎耕土を有効に活用するとともに、今後、設置の増加が想定される再生可能エネルギー発電設備の在り方を踏まえた大崎市全体の土地利用の方針、並びに、これらと調和した集約型市街地の形成に向けた市街地における主要用途の配置と土地利用の方針を次のように定めます。

(1) 大崎市全体における土地利用の方針

①優れた自然環境の保全に関する方針

- ・山間・丘陵地の森林や湖沼・河川の水辺等大崎市が誇る優れた自然環境については、本市の骨格を形成する貴重な緑地として、また、市外から多くの人々を呼び込む魅力豊かな大崎の宝として、法令等に基づき、市街化を抑制するとともに、大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例や大崎市景観条例等の理念を踏まえながら、今後とも積極的に保全していきます。

②優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・中央部から東部にかけて広がる江合川と鳴瀬川流域の大崎耕土については、“食材王国みやぎ”の一翼を担う農業生産の拠点として保全し、生産性の高い優良農地として農業生産基盤の整備を推進していきます。
- ・農業振興地域において、宅地等の開発・整備が必要となる際には、周辺の農用地等に及ぼす影響に十分配慮しながら、適正な土地利用の確保に努めていきます。

③災害防止の観点から必要な保全に関する方針

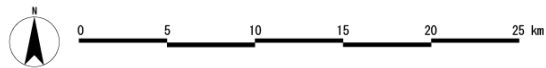
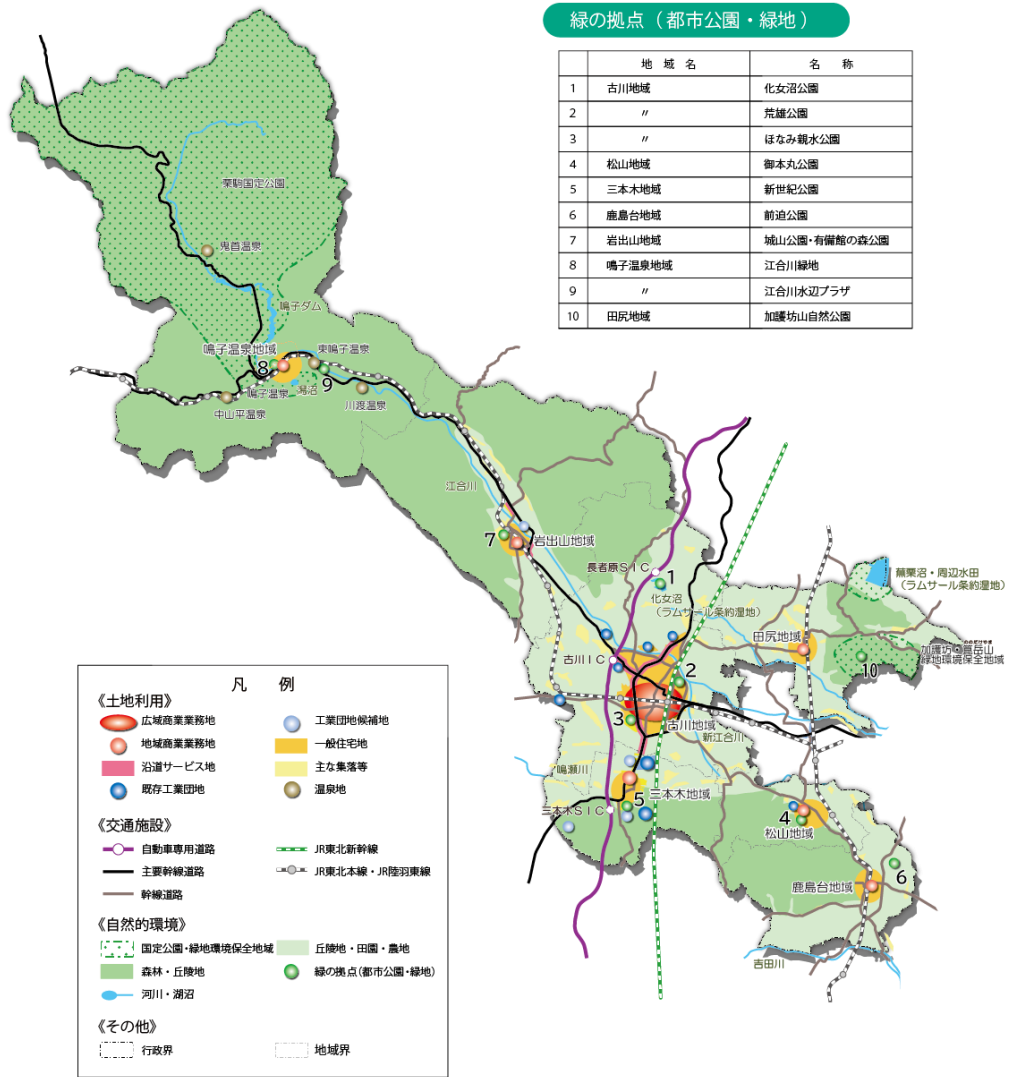
- ・保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域等の法指定区域は、地域住民の安全を確保するため、宅地化等を抑制するとともに、災害ハザードエリア^{※1}から代替となる住宅地への移転の促進や崩落防止整備等の防災機能の強化を図っていきます。
- ・水害に対する遊水効果を持つ、農地（水田）については、都市的土地利用との調整を図りながら保全していきます。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・周辺部の集落については、周囲の自然・田園環境と生活環境の調和を図りながら、農林業や環境施策との連携のもと、必要となるハード・ソフト両面での振興・整備を推進していきます。なお、汚水処理については、大崎市下水道事業経営戦略に基づきながら、農業集落排水事業や合併処理浄化槽で対応していくものとし、集落環境の向上と周辺農地の保全を図っていきます。
- ・工業用地については県内外における企業の立地状況を踏まえ、企業誘致を積極的に推進し、新たな工業用地等の開発に際しては、地域社会や周辺環境との調和、公害の防止等に配慮します。

※1 災害ハザードエリア:被災の恐れが大きい区域。災害レッドゾーンと浸水ハザードエリア等に二分される。災害レッドゾーンは、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域または急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域。水ハザードエリア等は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域・都市浸水想定区域、津波浸水想定区域または津波災害警戒区域に指定された区域。

●土地利用の方針●



(2) 市街地における土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

- ・古川地域の市街地中心部においては、本市並びに県北の生活利便性向上や産業・交流等の活性化にあわせて、本市の中心にふさわしい土地の高度利用，有効利用を促進してまいります。
- ・鳴子温泉地域の市街地中心部においては、防災上安全性の確保に十分配慮しながら、広域的な滞在型観光拠点にふさわしい土地の高度利用，有効利用を促進してまいります。
- ・岩出山地域の市街地中心部においては、古川地域中心市街地を補完する機能を有する地域に必要な商店街，行政・業務サービス，医療・福祉施設等の都市機能を集約し，土地の高度利用，有効利用を図ってまいります。

②用途転換等に関する方針

- ・居住誘導区域を定めている古川，三本木，岩出山及び用途地域を指定している鹿島台地域の市街地中心部では，商業業務機能だけでなく，郊外に居住する高齢者の住み替えなど，まちなか居住ニーズに対応する便利で快適な宅地・住宅の供給を図ってまいります。
- ・古川，三本木，岩出山地域の用途地域については，都市計画決定から長期間が経過し，社会経済状況の変化に伴い現況の土地利用との間で乖離を生じている地域があり，これらの地域の見直しを検討してまいります。また，地区計画，特別用途地区についても同様の見直しを検討してまいります。
- ・用途地域の指定のない松山，鳴子温泉及び田尻地域の市街地では住工混在等を防止し，良好な定住環境の形成を図るため地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を検討してまいります。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・各地域の市街地で抱える老朽家屋の密集，道路の不足，狭あい道路の未改良，救急・消防活動困難地域の解消等の問題については，耐震，耐火等の災害に備えた市街地整備の観点から，避難路となる道路等の都市基盤施設の整備・改善や建築物の不燃化等の総合的な環境整備を進め，災害に対する安全性の強化とともに，災害に強い市街地構造の形成を図ってまいります。
- ・災害時の避難場所となる公園・緑地等については，避難場所としての機能強化，高齢者の健康づくりや防犯に配慮し配置・整備を図ってまいります。
- ・市街地における下水道整備については，大崎市下水道事業経営戦略に基づきながら，計画的かつ効率的な整備を図り，住環境の向上と降雨時における浸水被害に対応した排水施設の整備強化など，水害に備えた安全・安心な市街地構造の形成を図ってまいります。

(3) 市街地における主要用途の配置の方針

①商業業務地

1) 広域商業業務地（古川地域の中心部）

- ・ 県北部の広域的な商業拠点として、**周辺自治体を含めた広範囲からの買物ニーズ**に対応した商業機能の集積・高度化を図るとともに、市内外の多くの人々が集う本市の中心・顔として、**既存ストックなどの宝を活かした交流機能の整備や良好な街並み・景観形成を図りながら、まちなカルネサンスを進めていきます。**
- ・ 既存の公共公益施設や業務施設の機能の充実・強化を図るとともに、新たな交流・文化拠点である**図書館や令和3年度完成予定の地域交流センター等を核としながら、大崎市民及び県北地域住民にとって利便性の高い広域的な業務地の形成を図っていきます。**

2) 地域商業業務地（松山，三本木，鹿島台，岩出山，鳴子温泉及び田尻地域の中心部）

- ・ 公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺や、既に商業、公共等の各種機能が集積している各地域の中心部では、日常的な買物等の住民ニーズに対応した機能の集積・充実を図るとともに、各地域の中心・顔として**既存ストックなどの宝を活かしたまちなカルネサンスを進めていきます。**
- ・ 松山地域，三本木地域，岩出山地域及び田尻地域では、既存集積の維持を基本に、身近な商業機能の充実を図っていきます。このうち、松山地域と岩出山地域では、地域固有の歴史と街並み景観を活かした、都市型観光・文化の交流拠点形成を図っていきます。
- ・ 鹿島台地域では、J R東北本線鹿島台駅周辺を中心に、本市の南の玄関口としての重点的な整備により、既存商店街の活性化を図っていきます。
- ・ 鳴子温泉地域では、温泉・保養施設の集積や周辺の自然環境・眺望等を活かした、広域的な滞在型観光の拠点として、来訪者をもてなす観光商業機能の維持・充実を図っていきます。

3) 沿道サービス地

- ・ 国道4号や古川地域の国道47号等の幹線道路沿道では、恵まれた交通条件を活かし、沿道サービス型の業務施設を**主体とした土地利用を誘導**します。

②工業地

1) 既存工業団地

- ・ 古川地域江合川北側の桜ノ目工業団地と沢田工業団地，**古川I C周辺の北原工業団地**，三本木地域の吉田工業団地等の既存工業団地においては、既存工業機能の維持・強化を図るとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善を進めていきます。

2) 集積拡充又は新規集積を図る工業団地

- ・ 工業のさらなる発展と安定雇用による定住人口の確保に向けて、**本市の立地条件に適した産業の誘致**を積極的に展開し、**既存の三本木S I C東部工業団地**や工業系用途地域のうち新たな工業適地として見込まれる地域については、周辺地域の環境保全に十分配慮しながら、必要となる整備を進めていきます。

③住宅地

1) まちなか居住地

- ・中心市街地においては、広域商業業務地としての位置づけに加え、良質な集合住宅の集積を高めつつ、既存住宅地においては、戸建住宅を主体としながら、良好な居住環境の創出や歩行環境の形成を図っていきます。

2) 地域中心住宅地

- ・各地域の中心部については、地域商業業務地としての位置づけに加え、これら商業業務施設等と住宅とが共存する各地域の中心住宅地として位置づけ、安全・安心な定住環境の形成を図っていきます。

3) 一般住宅地

- ・商業業務地（及び地域中心住宅地）と工業地以外の市街地については、集合住宅から戸建等中低層住宅を主体とする一般住宅地として位置づけ、道路や上下水道等の整備・改善による居住環境水準の向上を図るとともに、災害に強い安全・安心な定住環境の形成を図っていきます。

2 都市交通

「定住と交流の拠点都市」の実現に向けて、将来土地利用や定住環境の形成を支援するとともに、活発な経済・交流活動や市民の多様な日常生活に適正に対応できるよう、広域・地域間の円滑な移動を確保する幹線道路ネットワークの形成と、集約型市街地の形成に不可欠な誰もが気軽に利用できる公共交通網の充実・強化を目標に、主要な交通施設の整備の方針を次のように定めます。

(1) 幹線道路の整備方針

①自動車専用道路・高規格幹線道路

東北縦貫自動車道〔古川 I C, 長者原 S I C, 三本木 S I C〕, (仮称) 石巻新庄道路

- ・国土軸を形成する南北方向の広域高速交通として、東北縦貫自動車道（古川 I C, 長者原及び三本木 S I C）を位置づけます。
- ・太平洋と日本海を結び災害時に重要な物資運搬ルートともなる東西方向の新たな地域連携軸として（仮称）石巻新庄道路の整備を関係機関に働きかけていきます。

②主要幹線道路

国道 4 号, 47 号, 108 号

- ・広域間や市内外を結び、本市の骨格を成す主要幹線道路として、南北方向の国道 4 号, 東西方向の国道 47 号, 108 号を位置づけます。
- ・自動車の走行性向上と歩行者の安全性確保を目標に、国道 4 号, 国道 47 号, 国道 108 号古川東バイパス等の整備を関係機関に働きかけていきます。

③幹線道路

○国道 346 号, 347 号及び 457 号

○主要地方道古川佐沼線, 古川登米線, 石巻鹿島台色麻線, 栗駒岩出山線, 鹿島台高清水線, 古川松山線, 利府松山線, 仙台三本木線, 古川一迫線, 鹿島台鳴瀬線

○都市計画道路李埵飯川線, 李埵新田線, 稲葉小泉線, 新幹線東線（古川）, 北町中央線（三本木）, 通丁南町通線, 岩出山中央線（岩出山）, 鹿島台駅前線（鹿島台）等

- ・自動車専用道路のインターチェンジや主要幹線道路, 主要な駅等へアクセス・ネットワークし、交通処理の面でこれらを機能的に補完するとともに、市内各地域や市街地の骨格を成し、活発な産業・交流活動や将来土地利用の形成を支援・誘導する幹線道路として、上記の国道, 主要地方道, 都市計画道路を位置づけるとともに、二線堤・国道 346 号鹿島台バイパス, 国道 457 号の整備を関係機関に働きかけていきます。
- ・主要地方道古川佐沼線, 古川登米線や古川地域の都市計画道路李埵新田線, 稲葉小泉線等の整備促進を図っていきます。
- ・都市計画道路の中には、都市計画決定から長期間を経過し、社会経済状況の変化に伴い、決定当初の目的・必要性等に変化を生じている事業未着手の路線・区間が見受けられることから、今後、都市計画道路網の見直し検討を進めていきます。

(2) その他の都市交通施設の整備方針

①公共交通機関

高速バス，JR東北新幹線

- ・東北縦貫自動車道を利用した本市と仙台市とを結ぶ公共交通機関として高速バスを位置づけ、需要見通しに応じた運行本数の増便や運行ダイヤの見直し、運行路線の新設等を関係機関に働きかけていきます。
- ・東北縦貫自動車道とともに、北東国土軸を形成する南北方向の広域的な高速公共交通軸としてJR東北新幹線を位置づけます。

JR東北本線，陸羽東線

- ・市内の各地域間並びに拠点間を結び、県土並びに本市の骨格を形成する公共交通軸としてJR東北本線と陸羽東線を位置づけます。
- ・通勤・通学や日常生活、業務、観光等における人々の円滑な移動を確保・支援できるよう、公共交通軸のサービスや利便性の向上を関係機関に働きかけていきます。

路線バス，市民バス

- ・公共交通軸（JR東北本線，陸羽東線）を補完し、子どもや高齢者等、自動車を運転・利用できない市民の移動ニーズに対応するため、路線バス・市民バスの充実・強化を図っていきます。
- ・各地域の実情にあわせた持続可能な地域内交通の確立に向けて、住民主体の乗合タクシーや定時定路線バスの運行について支援します。

②駅前広場等，駐車場

- ・通勤・通学や買い物、観光等様々な目的で市内外の多くの人々が利用する駅前広場については、鉄道、バス、自動車及び二輪車等が結節する交通施設として必要な機能の整備・充実と“まちの玄関口”にふさわしい環境・景観の形成とともに、安全・安心で円滑なアクセスの向上を図っていきます。
- ・公共交通の乗継拠点として位置づけられている鉄道駅や公共施設等においては、利用の実態に応じて駅へのアクセス道路や駅前広場等の整備を図っていきます。
- ・既存商店街の振興・活性化や歴史文化資源・温泉資源等“大崎の宝”を活かしたまちなか観光の展開にあわせて、まちなかでの駐車場の確保を図っていきます。

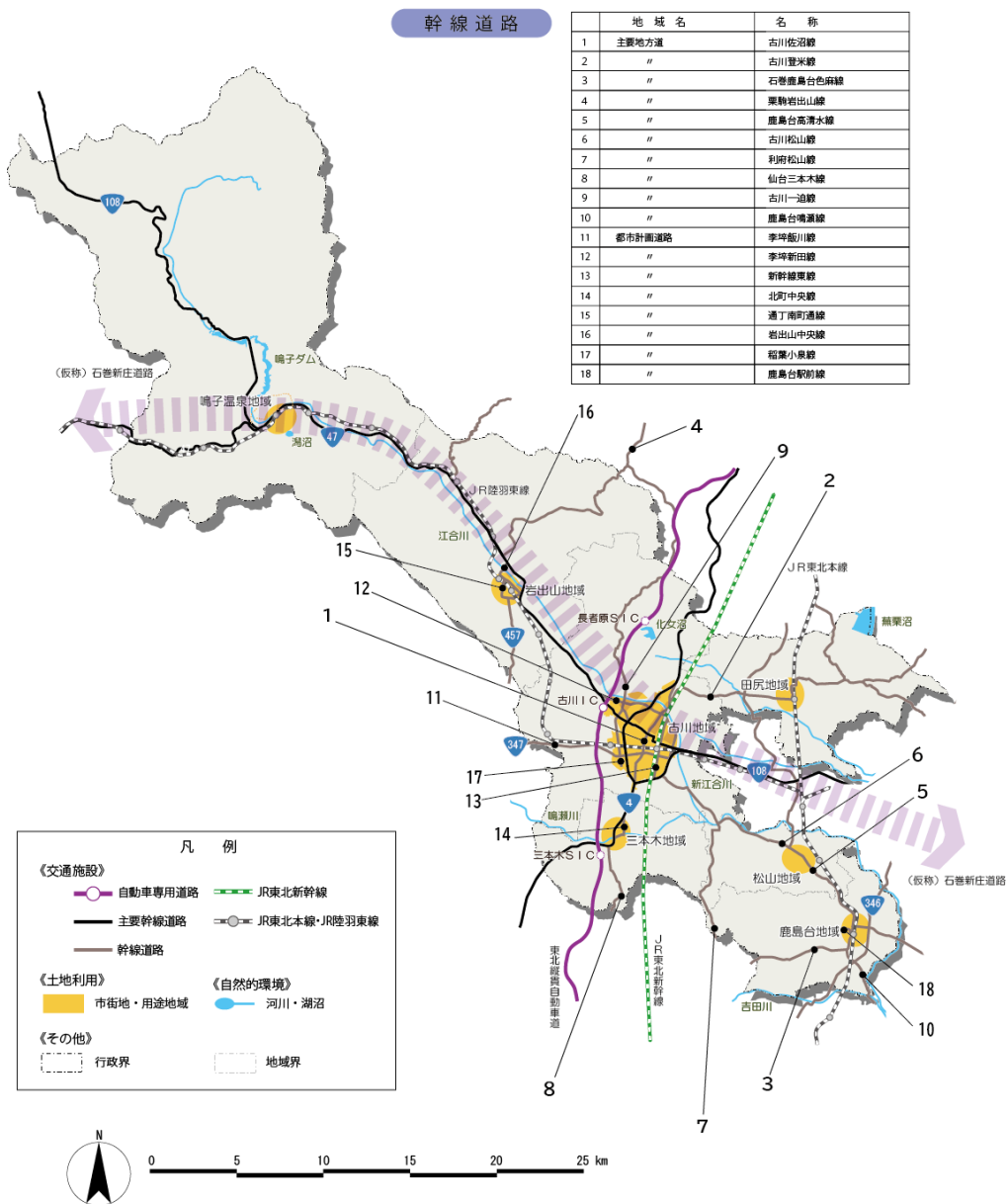
③歩行空間，歩行者ネットワーク

- ・日常的に多くの人々が行き交う駅へのアクセス路や通学路、商店街等では、ゆとりある歩道幅員の確保や歩道のバリアフリー化、沿道緑化、ポケットパークの設置など、子どもや高齢者・障がい者を含む、だれもが居心地が良く歩きたくなるような環境・空間の整備を図っていきます。
- ・市街地内を流れる河川・水路沿いや市街地の骨格を成す幹線道路の歩道等において、街路樹・植栽の充実により、水と緑に触れ合える環境の維持・整備を図るなど、水辺やオープンスペースを結ぶ、緑と潤い豊かで快適な歩行者ネットワークの形成を図っていきます。

④生活道路

・生活道路として、さらには、災害時、**緊急時の避難・救助路**として、車両の通行に供する道路では幅員5m以上を、歩行者の通行に供する道路では幅員2m以上を確保し、市民生活に最も身近な生活道路網の充実と良好な居住環境の形成を図っていきます。

●都市交通の方針●



3 公園緑地・景観

本市の骨格を形成する貴重な緑地として、栗駒国定公園や加護坊山・^{のだけやま}箕岳山の丘陵地、大崎耕土の田園、湖沼・河川の水辺等の豊かな自然環境を今後も維持・保全していきます。

広域的なレクリエーション機能を有する化女沼公園や新世紀公園、文化資源を活かした城山公園等の計画的な整備、利用促進を図っていきます。また、市街地や集落において身近な緑地となる公園、広場、街路樹、^{いぐね}居久根等の保全・整備を推進していきます。

また、これらの豊かな自然環境、公園緑地やオープンスペースが持つ多面的な機能（地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等）を活用したグリーンインフラの取り組みを推進していきます。

景観形成に当たっては、単に眺めて美しい風景や街並みを守り・創るだけでなく、市内各地域の個性を表現しそこに住んでいる市民が心地よく、活力、地域への誇り・愛着を与え、さらに訪れる人に対して大崎の魅力を高めるといった景観の多方面にわたる役割を十分に発揮できるよう、“都市と自然と歴史が調和した大崎の景観づくり”の実現を目指し、大崎市景観計画に基づき、市民・事業者・市が連携を図りながら、地域の特性を活かした景観形成を推進していきます。

(1) 公園緑地の保全・整備方針

①環境保全

- ・本市の骨格を形成する貴重な緑地として、さらには優れた自然環境を形成する緑地として、栗駒国定公園や加護坊・^{のだけやま}箕岳山緑地環境保全地域等の森林、荒雄湖や化女沼、蕪栗沼・周辺水田、江合川、鳴瀬川、新江合川等の水辺、市街地周辺の丘陵地及び平地部に広がる大崎耕土の田園・農地を位置づけ、その維持・保全を図っていきます。

②レクリエーション

- ・地域住民等の憩いの場として、古川地域の化女沼公園、三本木地域の新世紀公園、**岩出山地域の城山公園**等の既存の大規模な都市公園を位置づけ、機能の維持と充実を図っていきます。
- ・水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのある公園として、また、市民が気軽にスポーツを楽しめる場として、**江合川緑地（鳴子温泉、岩出山、新江合川）**などの河川緑地を位置づけ、機能の維持と充実を図っていきます。
- ・街区公園等の身近な公園については、高齢者の健康づくりや**こどもの遊び場として利用されることから**、防犯にも配慮した適正な維持・管理を図り、将来の土地利用や人口分布等を踏まえたより**利便性の高い公園**の配置・整備を図っていきます。

③都市防災

- ・市街地や集落内の**公園**において、災害時の避難場所となる機能の**強化**を図っていきます。
- ・災害防止機能を有する緑地や遊水効果を有する市街地周辺の水田の保全を図るとともに、主要河川の改修を促進します。

(2) 景観の保全・形成方針

①景観づくりの基本理念・目標

- ・大崎市景観計画及び大崎市景観条例における景観づくりの基本理念及び目標に基づき景観形成を進めていきます。

基本理念 大崎耕土に育まれた耕醸の都（くに）を学び体験できる景観づくり

目標1 自然・都市・文化など、地域の多様な魅力あふれる景観づくり
(景観法に基づく届出制度による規制・誘導の景観形成)

目標2 大崎耕土から生まれた文化・歴史を受け継ぐ景観づくり
(景観法や関連制度を活用した保全型の景観形成)

目標3 大崎市らしさを特徴づける景観づくり
(景観形成重点地区等による創出型の景観形成)

目標4 未来の子どもたちに誇れる環境，経験づくり
(景観づくりの実効性を高める方策)

②土地利用に基づく景観形成の方針

1) 市街地景観

○“まちなか・中心”となる中心市街地での重点的な景観形成の推進

- ・各地域の“まちなか・中心”としての役割を担う中心部においては、都市機能の拡充や市街地の整備に併せて、多くの人々が集い交流する場にふさわしい魅力の高い“まちなかづくり・景観形成”を重点的に進めていきます。
- ・また、周囲から突出した建物外観などによる景観阻害の防止や、一定規模以上の建築物・工作物については、色彩等に対する適切な規制・誘導を進めるとともに、商店街においては、にぎわいある街並みの連続性に配慮します。

○潤いある街並み・市街地景観の創出

- ・市民・事業者と協力・連携のもと、市街地内を流れる水辺や寺社等の自然・歴史資源を有効に取り入れながら、道路沿道や宅地内の緑化推進、建物デザイン・色調の統一、ファニチャー^{※1}の設置を進める等、潤いある良好な街並み・景観の形成を図っていきます。
- ・公園や緑地、街路樹、巨樹・巨木、古木など、まちなかのみどりの保全や整備・充実に努め、四季を彩る自然景観の創出を目指します。
- ・大規模工場や工業団地などでは、敷地内の緑化などによる周辺景観と調和した景観づくりを進めていきます。

○良好な景観形成の先導的役割を果たす地区・施設の重点的な整備

- ・商店街や土地区画整理事業地区、大規模公共施設、新たに整備する都市計画道路の沿道等については、良好な景観形成を先導する役割を担う地区・施設として、地区計画の導入等を図りながら、その形成・整備を重点的に進めていきます。
- ・中高層の住宅の整備にあたっては、建物の形態・意匠など、周辺景観との調和に配慮した適切な規制・誘導を進めていきます。

※1:街路や広場などに置かれる ベンチ・案内板・水飲み場などの屋外装置物の総称。

2) 自然・歴史文化景観（ふるさと景観）

○森林や湖沼，主要河川等の自然景観の保全

- ・栗駒国定公園や鳴子風致地区，加護坊・のだけやま笹岳山緑地環境保全地域，荒雄湖，蕪栗沼・周辺水田，化女沼，江合川，鳴瀬川等，本市のふるさと景観を創り出している森林や水辺等の自然景観については，潤いある貴重な緑の空間として保全を図っていきます。

○市街地を取り囲む大崎耕土の田園景観の保全

- ・栗駒・船形連峰の山並みや丘陵地の緑を背景に，市街地を取り囲む広大な水田や^{いぐね}居久根，小川により構成される田園景観については，森林・水辺の自然景観とともに，本市を代表するふるさと景観として保全を図っていきます。
- ・田園環境の保全・維持を推進するとともに，耕作放棄地の活用・解消などによる田園の景観阻害の防止を推進していきます。

○大崎ならではの様々な歴史文化景観の保全・活用

- ・遺跡や寺社等，先人達が残してくれた貴重な歴史文化資源を保全していくとともに，岩出山地域の旧有備館・内川周辺や松山地域の千石地区，古川地域の緒絶川沿いなど，歴史文化資源を活かしながら大崎の個性となる歴史文化景観の創出を図っていきます。

③景観形成に向けた規制・誘導の方針

- ・景観の阻害要素を直す・なくすため，景観法に基づく届出制度による規制・誘導の景観づくりを推進していきます。
- ・本市らしさを代表する地区、住民の関心の高い地区など，特に良好な景観づくりを図る必要がある地区における取り組みを推進するため，「景観形成重点地区」を指定し，地区の特性を活かした景観づくりを推進していきます。
- ・一定規模以上の建築物・工作物・再生可能エネルギー発電設備等に対する適切な規制・誘導を進めていきます。

4 都市防災

平成 23 年 3 月の東日本大震災，平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風などの過去に発生した大規模災害では，本市においても想定を大きく上回る被害がありました。

過去の経験と教訓を踏まえて，今後の大規模地震や異常気象がもたらす暴風，大雨による河川の増水と内水氾濫や，土砂災害などの自然災害に備える必要があります。災害から市民の生命，身体及び財産を守るため，大崎市国土強靱化地域計画，大崎市地域防災計画や大崎市立地適正化計画と連携を図りながら，防災・減災に資する都市づくりを進めていきます。

(1) 国土強靱化に資する安全・安心な都市構造の構築

①防災拠点施設や避難場所等の整備・機能強化

- ・大規模災害時において災害の被害を最小にするため，防災拠点施設及び地域防災拠点施設の整備や広域避難場所となる都市公園の整備を進めるとともに，公共施設や避難所の耐震化，小中学校の大規模改修にあわせた避難所機能の整備，避難所の機能強化，防災倉庫や防災資機材の整備・充実を計画的に進めていきます。
- ・また，不特定多数の市民や来街者が利用する民間の特定建築物についても，災害時における利用者の安全性を担保する観点から，大崎市耐震改修促進計画に基づき，耐震化を促進するための取り組みを進めていきます。

②緊急輸送ネットワークの整備やライフラインの耐震化

- ・大規模災害時に迅速な復旧復興が可能となるよう，広域的な輸送路及び避難路確保や緊急輸送道路網の機能強化を図るため，幹線道路網の整備，橋りょうの耐震化を進めるとともに，ライフライン施設の耐震化対策を民間事業者と連携して進めていきます。

(2) 各種災害への対応

①震災に備えたまちづくり

- ・震災に強い安全・安心な市街地を形成するため，住宅耐震診断と耐震化の助成事業を実施し，耐震化率の向上を図るとともに，危険性が高いブロック塀等の除去を進めていきます。
- ・重要な生活道路等については，幅員狭あい区間等の改良を行うとともに，幅員 4m 未満の道路に面して建築等を行う場合は区画道路網整備計画に基づく拡幅協議や建築基準法に基づく道路後退により，緊急車両の通行改善，避難経路の確保を図っていきます。

②水害に備えたまちづくり

- ・河川の大規模氾濫に備えて，「流域治水プロジェクト」に基づき，国，県や隣接自治体と連携して減災のためのハード・ソフト対策を進めていきます。
- ・市内各所において大規模な浸水被害が発生した経験と教訓を踏まえ，氾濫被害や内水被害等のある常襲冠水地帯では，排水施設整備による排水機能の拡充などの市街地の浸水対策や，避難施設の整備を実施し，総合的な治水対策を進めていきます。

- ・居住誘導区域内で河川洪水による想定浸水深（計画規模降雨）が3mを超える箇所や、過去、内水により頻繁に冠水している箇所等については、宅地や基礎の嵩上げについて助成を行い、安全・安心な居住環境の確保を図っていきます。

③土砂災害に備えたまちづくり

- ・土砂災害警戒区域，地すべり危険地区，急傾斜地崩壊危険区域等，土砂災害のおそれのある地域について，ハザードマップの作成，広報紙，パンフレットの配布等により，周辺住民への周知徹底を図り，円滑な警戒と避難が行われるように努めていきます。
- ・土砂災害特別警戒区域においては，住宅や施設の新規立地を抑制するとともに，既存建物については安全な区域への移転促進を図る支援事業などの活用により，必要な対策を進めていきます。
- ・大崎市立地適正化計画における居住誘導区域の設定にあたっては，土砂災害特別警戒区域等の危険箇所を除くなど，災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進し，安全・安心な居住誘導を図っていきます。

(3) 地域防災力・防災体制の強化

- ・防災訓練や地域の自主防災組織，消防団の育成などにより，市民・事業者・市相互の迅速な情報共有化体制及び災害時に適切な対応が可能となる防災体制を構築し，地域防災力の向上を図っていきます。
- ・大規模災害による住民等の生命・身体への危害を防ぐため，防災行政無線や市ウェブサイト等による住民への広報を図るとともに，ハザードマップ公開などの周知を図っていきます。
- ・災害時における市民の対応力を向上させるため，自主防災組織等による地区防災マップやマイタイムラインの作成・訓練・防災教育等の充実を図っていきます。

※居住誘導区域は，人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより，生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域です。

